

## 7. 介護等体験（中学校免許取得希望者のみ）

(1) 介護等体験の趣旨	<p>「介護等体験」は介護等体験特例法により、義務教育の学校教員になるための必須要件として義務付けられています。そのため、中学校の教員免許状を取得するには、「介護等体験」が必要です。</p> <p>介護等体験特例法には以下のように書かれています。「義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性に鑑み、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる。」</p> <p>高齢者や障害児・障害者に対する介護等の体験を自らの原体験とし、その経験を教育に活かしていくことが求められています。</p>
(2) 体験の内容	<p>18歳に達した後に、盲・聾・その他の特別支援学校や社会福祉施設で7日間の体験を行うことが必要です。7日間の内訳については、文部科学省通達で「盲・聾・その他の特別支援学校2日間、社会福祉施設5日間とすることが望ましい」とされていますが、固定的なものではありません。</p>
(3) 体験の依頼方法	<p>大学が学生からの申込みをまとめて一括依頼する「大学一括依頼」と、学生が自分で依頼する「個人依頼」があります。</p> <p>「大学一括依頼」では、盲・聾・その他の特別支援学校については神奈川県教育委員会を通じて依頼し、社会福祉施設については本学が独自に連携している地域ケアプラザに依頼します。対象は原則として3年次以上です。</p> <p>「個人依頼」の場合は各自で施設等に相談に出かけ依頼します。ただし施設によっては大学の事務手続きを必要とする場合がありますので、事前に各キャンパス・支援室で相談してください。</p> <p>なお、介護等体験に関する諸連絡はすべて掲示板で行いますので、必ず確認してください。</p>
(4) 体験を行う条件	<p>介護等体験を行うためには、原則として3年次以上で、前年度の介護等体験説明会に出席していることと、「教育実習の内諾依頼をするための条件」を満たしていることが必要です。（6. 「教育実習」の履修方法 の（6）教育実習の内諾依頼をするための条件 を参照）</p>
(5) 介護等体験説明会	<p>2年次の後学期に介護等体験説明会を行います。介護等体験の希望状況を調査し、出席した学生を次年度介護等体験実施者の対象としますので必ず参加してください。「個人依頼」を希望する学生も必ず出席してください。</p>
(6) 介護等体験依頼説明会	<p>3年次の4月に介護等体験依頼についての説明会を行いますので、必ず出席し所定の日時に申込手続きを完了してください（「個人依頼」を希望する学生も含む）。なお、申込後のキャンセルや日程変更等は原則としてできません。</p>

(7) 「介護等体験指導」(3年次配当1単位)の履修	<p>介護等体験をする前の事前準備や事後の振り返りなどの指導を行うため「介護等体験指導」という授業科目を開講しています。(4.「教職に関する科目」の履修方法の表4-4を参照) 中学校免許における選択科目の扱いですが、介護等体験を行う人は必ず履修してください。</p> <p>社会福祉施設における介護等体験を4月～9月に行う場合は前学期に、10月～3月に行う場合は後学期に履修してください。なお本科目を履修していない学生は、介護等体験を行うことはできません。個人依頼で行う場合も同様です。</p>
(8) 体験費用等	<p>盲・聾・その他の特別支援学校等の学校で行う介護等体験に関しては、費用はかかりません。社会福祉施設での介護等体験は、本学が大学独自に依頼している地域ケアプラザでは1日1,500円(×5日間または×7日間)の費用がかかります。</p> <p>なお以上のほか、施設や学校までの交通費・食事代は個人負担です。体験をするためには「賠償責任保険」の加入が必要ですが、これは本学が一括して加入手続きをしますので、個人負担はありません。</p>
(9) 体験の証明	<p>各自が本学所定の証明書を体験する施設に持参し、記入を依頼します。</p> <p>体験した学校・施設等が必要事項(体験の内容や期日など)を記載して押印してくれます。この証明書は再発行されません。免許状申請時(4年次10月の一括申請説明会后)に本学から教育委員会にまとめて提出しますので、各自で大切に保管してください。</p>